

東京都板橋区監査委員事務局課長補佐の職の指定等に関する要綱

(昭和62年4月9日代表監査委員決定)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区監査委員事務局課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年板橋区監査委員訓令第2号。以下「監査委員事務局課長補佐等の指定等に関する規程」という。）第2条及び第4条の規定に基づき、課長補佐の職の指定に関する基準及び必要な事項を定めることを目的とする。

(指定)

第2条 監査委員事務局課長補佐等の指定等に関する規程第4条の別に定める基準及び課長補佐の職の指定は、東京都板橋区課長補佐の職の指定等に関する要綱（平成11年4月1日区長決定）第3条及び第4条の規定を準用して行い、その指定する職は別表のとおりとする。

(その他の必要事項)

第3条 この要綱に定めるもののほか、課長補佐の職の指定等に関し必要な事項は、区長部局の例による。

付 則

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。
- 2 総括係長の指定に関する要綱（昭和59年4月1日代表監査委員決定）は、廃止する。

付 則

この一部改正は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

別表

指 定 す る 職
監 査 担 当 係 長